

7 平成24年度介護保険事業費補助金（認知症対策等総合支援事業）に係る協議書類の提出について（通知案）

（案）

老推発 第 号
平成24年 月 日

各 都道府県 高齢者保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

平成24年度介護保険事業費補助金（認知症対策等総合支援事業）に係る
協議書類の提出について

認知症対策の推進について、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、補助金交付申請に先立ち、あらかじめ事業計画を把握した上、補助金の内示を行うこととしたいので、下記のとおり協議資料の提出をお願いします。

記

1. 本通知により協議に係る資料の提出を依頼する事業

○認知症対策等総合支援事業

- （1）認知症対応型サービス事業管理者等養成事業
- （2）認知症地域医療支援事業
- （3）認知症対策普及・相談・支援事業
- （4）市町村認知症施策総合推進事業
- （5）都道府県認知症施策推進事業
- （6）高齢者権利擁護等推進事業
- （7）市民後見推進事業
- （8）若年性認知症対策総合推進事業

2. 提出資料

- (1) 平成24年度介護保険事業費補助金（認知症対策等総合支援事業）協議書
 - 1 総括表・都道府県用（様式1-1）
 - 2 総括表・指定都市用（様式1-2）
- (2) 認知症対応型サービス事業管理者等養成事業協議書（様式2-1）
- (3) 認知症地域医療支援事業協議書（様式2-2）
- (4) 認知症対策普及・相談・支援事業協議書（様式2-3）
- (5) 市町村認知症施策総合推進事業協議書
 - ア 総括表（様式2-4-ア）
 - イ 個表（様式2-4-イ）
- (6) 都道府県認知症施策推進事業協議書（様式2-5）
- (7) 高齢者権利擁護等推進事業協議書（様式2-6）
- (8) 市民後見推進事業協議書
 - ア 総括表（様式2-7-ア）
 - イ 個表（様式2-7-イ）
- (9) 若年性認知症対策総合推進事業（様式2-8）

3. 留意事項

- (1) 提出資料の作成にあたって、1の(1)の事業については「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）の参考2の「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」を、その他の事業については「認知症対策等総合支援事業の実施について」（平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知）を参考にしてください。また、各事業の対象経費については別添（介護保険事業費補助金交付要綱）を参考にしてください。
- (2) 都道府県にあっては、1の(4)及び(7)の事業について、様式2-4-イ及び様式2-7-イを市区町村ごとに別葉として作成し、都道府県が管内市区町村分（指定都市及び中核市分を含む。）をとりまとめた上で提出してください。
- (3) 指定都市にあっては、1の(1)から(4)まで、及び(7)の事業が実施可能ですが、1の(4)及び(7)の事業については、都道府県において管内市区町村分のとりまとめを行っていただくこととしておりますので、当室宛への協議資料の提出は不要です。

4. 提出期限

平成24年4月27日（金）（締切厳守）

5. 提出方法

各様式について、下記の担当に電子メールにて送信の上、原本をA4版片面印刷により郵送してください。

※ 認知症対策等総合支援事業のご担当者様宛に様式を電子メールにて送信しております。電子メールが届いていない場合には、下記担当までご連絡ください。

6. 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室（担当：●●）

T E L 03-5253-1111（内線3871）（夜間直通：03-3595-2168）

F A X 03-3595-3670

E-mail ●●●●●@mhlw.go.jp

[様式1-1]

平成24年度 介護保険事業費補助金(認知症対策等総合支援事業)
協議書(総括表・都道府県用)

都道府県名		電話番号(内線)	
担当課(係)名		FAX番号	
担当者名			

認知症対策等総合支援事業

事業内容	実施予定 市区町村数 ※1	対象経費の 支出予定額 (単位:円) ※2	国庫補助 協議額 (単位:千円) ※3	実施主体
(1) 認知症対応型サービス事業管理者 等養成事業(様式2-1)				都道府県
(2) 認知症地域医療支援事業 (様式2-2)				都道府県
(3) 認知症対策普及・相談・支援事業 (様式2-3)				都道府県
(4) 市町村認知症施策総合推進事業 (様式2-4-ア)				市区町村 (指定都市 及び中核市 分を含む。)
(5) 都道府県認知症施策推進事業 (様式2-5)				都道府県
(6) 高齢者権利擁護等推進事業 (様式2-6)				都道府県
(7) 市民後見推進事業 (様式2-7-ア)				市区町村 (指定都市 及び中核市 分を含む。)
(8) 若年性認知症対策総合推進事業 (様式2-8)				都道府県
合 計				

※1 (4)市町村認知症施策総合推進事業及び(7)市民後見推進事業については、様式2-4-ア及び様式2-7-アに記載した、実施予定市区町村数を記入すること。

※2 (4)市町村認知症施策総合推進事業及び(7)市民後見推進事業については、様式2-4-ア及び様式2-7-アに記載した、各市町村の「対象経費の支出予定額」の合計額を記入すること。その他の事業については、各様式(A)欄の「対象経費の支出予定額の合計」を記入すること。

※3 (4)市町村認知症施策総合推進事業及び(7)市民後見推進事業については、様式2-4-ア及び様式2-7-アに記載した、各市町村の「国庫補助協議額」の合計額を記入すること。その他の事業については、各様式(B)欄の「国庫補助協議額」を記入すること。

[様式1－2]

平成24年度 介護保険事業費補助金(認知症対策等総合支援事業)
協議書(総括表・指定都市用)

指定都市名		電話番号(内線)	
担当課(係)名		FAX番号	
担当者名			

認知症対策等総合支援事業

事業内容	対象経費の 支出予定額 (単位:円) ※1	国庫補助 協議額 (単位:千円) ※2	実施主体
(1) 認知症対応型サービス事業管理者 等養成事業(様式2-1)			指定都市
(2) 認知症地域医療支援事業 (様式2-2)			指定都市
(3) 認知症対策普及・相談・支援事業 (様式2-3)			指定都市
合 計			

※1 各様式(A)欄の「対象経費の支出予定額の合計」を記入すること。

※2 各様式(B)欄の「国庫補助協議額」を記入すること。

[様式2-1]

認知症対応型サービス事業管理者等養成事業協議書

都道府県・ 指定都市名	
----------------	--

	事業区分	研修事業計画			
		実施予定回数	受講予定者数	事業委託の有無	委託先の名称
事業計画	認知症対応型サービス事業 開設者研修 (実施要綱4の(2))			有 ・ 無	
	認知症対応型サービス事業 管理者研修 (実施要綱4の(3))			有 ・ 無	
	小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修 (実施要綱4の(4))			有 ・ 無	
	フォローアップ研修 (実施要綱4の(6))			有 ・ 無	
国庫補助協議額内訳書	事業区分	対象経費の 支出予定額 (単位: 円)	積 算 内 訳		
	認知症対応型サービス事業 開設者研修 (実施要綱4の(2))				
	認知症対応型サービス事業 管理者研修 (実施要綱4の(3))				
	小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修 (実施要綱4の(4))				
	フォローアップ研修 (実施要綱4の(6))				
	合 計	(A)			
	国庫補助協議額 (単位: 千円)	(B)			

(注1) 「認知症介護実践者等養成事業事業実施要綱」を参考に記載すること。

(注2) 「国庫補助協議額」欄には、「対象経費の支出予定額の合計」欄の金額に1/2を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。

(注3) 積算内訳は、別添(介護保険事業費補助金交付要綱)の対象経費を参考に記載すること。

[様式2-2]

認知症地域医療支援事業協議書

都道府県・ 指定都市名	
----------------	--

事業 計画 画	事業区分		事業内容	
	認知症 サポート 医養成 研修事業	認知症サポート医 養成研修 (実施要綱第1の1)	実施予定回数	
受講予定者数				
認知症サポート医 フォローアップ研修 (実施要綱第1の2)		研修内容		
		受講予定回数		
		事業委託の有無	有 ・ 無	
普及啓発推進事業 (実施要綱第1の3)		委託先団体名		
	(普及方法等を具体的に記載)			
かかりつけ医認知症 対応力向上研修 (実施要綱第2)			実施予定回数	
			受講予定者数	
			事業委託の有無	有 ・ 無
			委託先団体名	
国庫補助 協議額内 訳書	事業区分		対象経費の 支出予定額 (単位:円)	積算内訳
	認知症 サポート 医養成 研修事業	認知症サポート医 養成研修 (実施要綱第1の1)		
		認知症サポート医 フォローアップ研修 (実施要綱第1の2)		
		普及啓発推進事業 (実施要綱第1の3)		
	かかりつけ医認知症 対応力向上研修 (実施要綱第2)			
	合 計		(A)	
	国庫補助協議額 (単位:千円)		(B)	

(注1) 「認知症地域医療支援事業実施要綱」を参考に記載すること。

(注2) 「国庫補助協議額」欄には、「対象経費の支出予定額の合計」欄の金額に1/2を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。

(注3) 積算内訳は、別添(介護保険事業費補助金交付要綱)の対象経費を参考に記載すること。

[様式2-3]

認知症対策普及・相談・支援事業協議書

都道府県・
指定都市名

1. 事業計画

事業開始(予定)年月	平成 年 月	
実施主体	(事業を委託する場合、委託先の団体名を記入)	
コールセンターの開設日時	週 日開設 (土日開設 あり・なし) 開設時間:	
相談員の状況	実人数 人 (相談員として従事する者それぞれについて記載)	
	保有資格	常勤・非常勤
相談会の開催	開催回数	対象者数等
相談窓口以外の事業内容 (具体的に記載※)		

[様式2-4-ア]

市町村認知症施策総合推進事業協議書(総括表)

都道府県名	
-------	--

【協議市区町村一覧表】

実施予定 市区町村名	対象経費の支出予定額※1 (単位:円)	国庫補助協議額※2 (単位:千円)

(注) この総括表には、様式2-4-イの個表を市区町村ごとにまとめたものを記入すること。

※1 「対象経費の支出予定額」欄には、個票の(A)欄「対象経費の支出予定額の合計」を記載すること。

※2 「国庫補助協議額」欄には、個票の(B)欄「国庫補助協議額」を記載すること。

市町村認知症施策総合推進事業協議書(個表)

都道府県名	
市区町村名	
担当課(係)名	
担当者名	
電話番号	

【事業計画等】

事業開始(予定)年月	平成		年		月
運営主体(事業を委託する場合、委託先の団体名を記入)					
1. 認知症地域支援推進員の配置(予定)について					
(1) 認知症地域支援推進員の配置(予定)場所					
(2) (1)を配置(予定)場所とした理由					
(3) 認知症地域支援推進配置予定員数					人
(4) 配置(予定)している認知症地域支援推進員の資格について	① 「市町村認知症施策総合推進事業実施要綱」 3の(1)①に該当する者 ○医師 ☐ 人 ○保健師 ☐ 人 ○看護師 ☐ 人 ○作業療法士 ☐ 人 ○精神保健福祉士 ☐ 人 ○社会福祉士 ☐ 人 ○介護福祉士 ☐ 人 ② 「市町村認知症施策総合推進事業実施要綱」 3の(1)②に該当する者 ☐ 人 市町村が認めた理由 ()				
2. 嘱託医の配置予定員数につて	① 嘱託医配置予定員数 ☐ 人 ② ①のうち認知症サポート医 ☐ 人 ③ ①のうち②に該当しない医師 ☐ 人				

3. 連携医療機関の状況(連携する(予定の)医療機関全てを記載してください。)

No.	(1)医療機関名	(2)医療機関所在 市町村名	(3)医療機関の種類 (当てはまる医療機関に○を入力してください。)
1			① 認知症疾患医療センター ② 今後①になる予定の医療機関 ③ ①、②以外の医療機関
2			① 認知症疾患医療センター ② 今後①になる予定の医療機関 ③ ①、②以外の医療機関
3			① 認知症疾患医療センター ② 今後①になる予定の医療機関 ③ ①、②以外の医療機関
4			① 認知症疾患医療センター ② 今後①になる予定の医療機関 ③ ①、②以外の医療機関
5			① 認知症疾患医療センター ② 今後①になる予定の医療機関 ③ ①、②以外の医療機関

4. 事業計画 (※ 事業概要が分かるような参考資料があれば添付すること。)

(1)医療・介護・地域支援サービスの連携を図る事業(実施要綱4の(1))

(医療・介護・地域支援サービスとの連携方法や、連携する地域資源等を具体的に記載すること。)

(2)認知症の人や家族を支援する事業(実施要綱4の(2))

(3)都道府県との連携方法について

都道府県認知症施策推進事業協議書

都道府県名

1. 事業計画

(1) 都道府県認知症施策推進会議の設置(実施要綱3の(1))

①構成 (人数、職種、 資格等)	
②事業内容	(都道府県認知症施策推進会議において検討する内容を具体的に記載すること。)

(2) 市町村認知症連絡会の開催(実施要綱3の(2))

開催概要	(管内市区町村との情報共有の方法や、先進的事例等の普及方法を具体的に記入すること。)
------	--

(3) 管内市区町村との連携方法

経費区分	対象経費の 支出予定額(円)	積 算 内 訳
合 計	(A)	
国庫補助協議額 (単位:千円)	(B)	

(注2)「国庫補助協議額」欄には、「対象経費の支出予定額の合計」欄の金額から千円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。

– 188 –

高齢者権利擁護等推進事業協議書

都道府県名

1. 事業計画

事業区分	事業内容			
	実施予定回数	受講予定者数	事業委託の有無	委託先の団体等の名称
身体拘束ゼロ作戦 推進会議 (実施要綱3の(1))			有 ・ 無	
権利擁護推進員 養成研修 (実施要綱3の(2)ア)			有 ・ 無	
看護職員 研修 (実施要綱 3の(2)イ)	看護指導者 養成研修			
	看護実務者 研修		有 ・ 無	

事業区分	事業内容	専門相談員の配置予定者	
		職種	員数
権利擁護 相談支援 事業	相談窓口 の設置 (実施要綱3の (3)ア)		
	・事業委託の有無 (有 ・ 無) ・委託先の団体等の名称 ()		
	普及啓発 (実施要綱3の (3)イ)		
	・事業委託の有無 (有 ・ 無) ・委託先の団体等の名称 ()		
	その他 (実施要綱3の (3)ウ)		
	・事業委託の有無 (有 ・ 無) ・委託先の団体等の名称 ()		

事業区分		事業内容
権利擁護 強化事業 (実施要綱 3の(4))	実施要綱 3の(4)ア に該当する事業	
	実施要綱 3の(4)イ に該当する事業	
	実施要綱 3の(4)ウ に該当する事業	
	実施要綱 3の(4)エ に該当する事業	
	実施要綱 3の(4)オ に該当する事業	
高齢者虐待防止 シェルター確保事業 (実施要綱3の(5))		(事業の実施方法を具体的に記入すること。)
都道府県市民後見人 養成事業 (実施要綱3の(6))		

2. 国庫補助協議額内訳書

事業区分		対象経費の支出予定額 (円)	積 算 内 訳
身体拘束ゼロ作戦 推進会議 (実施要綱3の(1))			
権利擁護推進員 養成研修 (実施要綱3の(2)ア)			
看護職員 研修 (実施要綱 3の(2)イ)	看護指導者 養成研修		
	看護実務者 研修		
権利擁護 相談支援 事業	相談窓口 の設置 (実施要綱3の (3)ア)		
	普及啓発 (実施要綱3の (3)イ)		
	その他 (実施要綱3の (3)ウ)		
権利擁護強化事業 (実施要綱3の(4))			
高齢者虐待防止 シェルター確保事業 (実施要綱3の(5))			
都道府県市民後見人 養成事業 (実施要綱3の(6))			
合 計		(A)	
国庫補助協議額 (単位:千円)		(B)	

(注1) 「高齢者権利擁護等推進事業実施要綱」を参考に記載すること。

(注2) 「国庫補助協議額」欄には、「対象経費の支出予定額の合計」欄の金額に1/2を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。

(注3) 積算内訳は、別添(介護保険事業費補助金交付要綱)の対象経費を参考に記載すること。
また、事業を委託により行う場合には、委託料のみとせず、委託事業の内訳を記入すること。

[様式2-7-ア]

市民後見推進事業協議書(総括表)

都道府県名	
-------	--

【協議市区町村一覧表】

実施予定 市区町村名	対象経費の支出予定額※1 (単位:円)	国庫補助協議額※2 (単位:千円)

(注) この総括表には、様式2-7-イの個表を市区町村ごとにまとめたものを記入すること。

※1 「対象経費の支出予定額」欄には、個票の(A)欄「対象経費の支出予定額の合計」を記載すること。

※2 「国庫補助協議額」欄には、個票の(B)欄「国庫補助協議額」を記載すること。

市民後見推進事業協議書（個票）

都 道 府 県 名	
市 区 町 村 名	
担 当 課（係）名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

1. 事業計画

(1) 事業区分 ※該当するものに○を付ける	① 市民後見人養成のための研修の実施 ② 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ③ 市民後見人の適正な活動のための支援 ④ その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
(2) 事業内容	
(3) 事業実施により見込まれる全国的な波及効果	
(4) 平成23年度までの成年後見(市民後見)の取組状況	

(注) 別途資料等がある場合は添付すること。

2. 国庫補助協議額内訳書

市 区 町 村 名

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
報酬	円	
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合 計	(A)	
国庫補助協議額 (単位:千円)	(B)	

(注1) 「市民後見推進事業実施要綱」を参考に記載すること。

(注2) 「国庫補助協議額」欄には、「対象経費の支出予定額の合計」欄の金額から千円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。

(注3) 経費区分は、別添(介護保険事業費補助金交付要綱)の対象経費を参考に記載すること。
また、事業を委託により行う場合には、委託料のみとせず、委託事業の内訳を記入すること。

若年性認知症対策総合推進事業協議書

都道府県名

1. 事業計画

(1) 若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業(実施要綱3の(1))	
実施主体	(事業を委託する場合、委託先の団体名を記入)
①ネットワーク会議の構成(人数、職種、資格等)	
②ネットワーク会議の活動内容	
(2) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修事業(実施要綱3の(2))	
実施主体	(事業を委託する場合、委託先の団体名を記入)
規模及び回数	人規模の研修を 回程度
(3) 若年性認知症実態調査及び意見交換会等の開催によるニーズの把握(実施要綱3の(3))	
実施主体	(事業を委託する場合、委託先の団体名を記入)
ア. 若年認知症の実態調査(実施要綱3の(3)ア) (調査方法を具体的に記載すること。)	
イ. 意見交換会等の開催(実施要綱3の(3)イ) (意見交換会の開催予定回数及び内容等を具体的に記載すること。)	
(4) 若年性認知症ケア・モデル事業(実施要綱3の(4))	
モデル事業所数	事業所(詳細はモデル事業所ごとに別紙事業計画を作成)

2. 国庫補助協議額内訳書

事業区分		経費区分	対象経費の 支出予定額(円)	積 算 内 訳
(1) 若年性認知症 自立支援ネット ワーク構築事業 (実施要綱3の(1))				
(2) 若年性認知症 自立支援ネット ワーク研修事業 (実施要綱3の(2))				
(3)	ア. 若年性認知症の実態調査 (実施要綱3の(3)ア)			
	イ. 意見交換会等の開催 (実施要綱3の(3)イ)			
(4) 若年性認知症 ケア・モデル事業 (実施要綱3の(4))				
合 計			(A)	
国庫補助協議額 (単位：千円)			(B)	

(注1) 「若年性認知症対策総合推進事業実施要綱」を参考に記載すること。

(注2) 「国庫補助協議額」欄には、「対象経費の支出予定額の合計」欄の金額に1/2を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。

(注3) 経費区分は、別添(介護保険事業費補助金交付要綱)の対象経費を参考に記載すること。
また、事業を委託により行う場合には、委託料のみとせず、委託事業の内訳を記入すること。

(注4) (4)の事業の「対象経費の支出予定額」欄には、全てのモデル事業における対象経費支出予定額所要額の合算額を記入すること。

[別紙]

若年性認知症ケア・モデル事業計画書

(「若年性認知症対策総合推進事業実施要綱」3の(4)に該当する事業)*

都道府県名	
-------	--

(1)事業所概要 (モデル事業として委託を受ける事業所ごとに別要に作成すること。)

モデル事業として委託を受ける事業所の名称	
事業所所在地	
法人種別	
モデル事業として委託を受ける事業所に併設する事業	

(2)事業内容

事業所の開所日時	週 日開所 開所時間: ~
利用見込数	登録者 人 1日あたり利用見込 人
従業者の状況	
(1)若年性認知症ケア 責任者 (人数は常勤換算)	認知症介護実践者研修修了者 人 精神保健福祉士 人 その他 (保有資格) 人
(2)介護職員(人数は実人員)	人

具体的な事業内容

※ 事業内容について参考となる資料(パンフレット等)があれば適宜提出すること。

(3) 選定の理由

(4) 積算内訳

経費区分	対象経費の 支出予定額(円)	積 算 内 訳
合計		

(注) 経費区分は、別添(介護保険事業費補助金交付要綱)の対象経費を参考に記載すること。また、事業を委託又は補助することにより行う場合には、委託料又は補助金のみとせず、委託事業又は補助事業の内訳を記入すること。

(別添)

介護保険事業費補助金交付要綱

(認知症対策等総合支援事業に関する事項のみ抜粋)

(通 則)

- 1 介護保険事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、介護保険法（平成9年法律第123号）第184条に基づき、都道府県に設置される介護保険審査会の運営に要する経費等の一部又は全部を補助することにより、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

認知症対策等総合支援事業

ア 認知症介護実践者等養成事業

平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考
2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（4（1）認知症介護実践研修及び
（5）認知症介護指導者養成研修を除く。）に基づき、都道府県又は指定都市（
以下、「都道府県等」という。）が行う事業

イ 認知症地域医療支援事業

平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知の別添1「認
知症地域医療支援事業実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業

ウ 認知症介護研究・研修センター運営事業

平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知の別紙「認
知症介護研究・研修センター運営要綱」に基づき、社会福祉法人が行う事業に對し
て東京都、愛知県及び仙台市が補助する事業

エ 認知症対策普及・相談・支援事業

平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知の別添2「認
知症対策普及・相談・支援事業実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業

オ 市町村認知症施策総合推進事業

平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知の別添3「市
町村認知症施策総合推進事業実施要綱」に基づき、市町村及び特別区が行う事業

カ 都道府県認知症施策推進事業

平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知の別添4「都
道府県認知症施策推進事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

キ 認知症地域資源連携検討事業

平成23年6月6日老発0606第6号厚生労働省老健局長通知の別紙「認知症地域資源連携検討事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人が行う事業に対して東京都が補助する事業

ク 高齢者権利擁護等推進事業

平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知の別添5「高齢者権利擁護等推進事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

ケ 市民後見推進事業

平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知の別添6「市民後見推進事業実施要綱」に基づき、市町村及び特別区が行う事業

コ 若年性認知症対策総合推進事業

平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知の別添7「若年性認知症対策総合推進事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業及び平成21年6月2日老発0602006号厚生労働省老健局長通知の別紙「若年性認知症コールセンター運営事業実施要綱」に基づき、愛知県が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第2欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
認知症対策等総合支援事業	認知症介護実践者等養成事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	認知症介護実践者等養成事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費、補助金及び交付金	$\frac{1}{2}$
	認知症地域医療支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	認知症地域医療支援事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費、補助金及び交付金	$\frac{1}{2}$

認知症対策等総合支援事業	認知症介護研究・研修センター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	認知症介護研究・研修センターが行う事業に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
	認知症対策普及・相談・支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	認知症対策普及・相談・支援事業の実施に必要な共済費、賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$
	市町村認知症施策総合推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	市町村認知症施策総合推進事業の実施に必要な共済費、賃金、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{10}{10}$
	都道府県認知症施策推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県認知症施策推進事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{10}{10}$
	認知症地域資源連携検討事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	認知症地域資源連携検討事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	定 額
	高齢者権利擁護等推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{1}{2}$
	市民後見推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	市民後見推進事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{10}{10}$

認知症対策 等総合支援 事業	若年性認知 症対策総合 推進事業	都道府県事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額	若年性認知症対策推進事 業の実施に必要な賃金、 報償費、報酬、旅費、需 用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備品 購入費、補助金及び交付 金	$\frac{1}{2}$
		若年性認知症コ ールセンター運 営事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額	若年性認知症コールセン ター運営事業に必要な賃 金、報償費、報酬、旅費 、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、 備品購入費、補助金及び 交付金	定 額

(交付の条件)

5 (以下略)